

芦屋市条例第 2 5 号

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年芦屋市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(通勤手当) 第 1 3 条の 3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) (略) (2) 通勤のため<u>自動車</u>その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「<u>自動車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著	(通勤手当) 第 1 3 条の 3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) (略) (2) 通勤のため<u>自転車</u>その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「<u>自転車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著

改正後	改正前
しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>第4項</u>において「<u>運賃等相当額</u>」という。） (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>55,000円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ規則で定める額。ただし、同乗又は便乗により通勤することを常例とする職員にあつては、規則で定める額に100分</u>	しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間 <u>(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間をいう。以下この項において同じ。)</u>につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>この号</u>において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上5キロメートル未満である職員にあつては2,000円、使用距離が片道5キロメートル以上1</u>

改正後	改正前
<u>の 50 を乗じて得た額</u> (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自動車等</u>の使用距離等の事情を考慮して別に規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額、第 1 号に定める額又は前号に定める額	<u>0 キロメートル未満である職員にあつては 4, 200 円、使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員にあつては 7, 300 円、使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員にあつては 10, 400 円、使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員にあつては 13, 500 円、使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員にあつては 16, 600 円、使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員にあつては 19, 700 円、使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員にあつては 22, 800 円、使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員にあつては 25, 900 円、使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員にあつては 29, 100 円、使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員にあつては 32, 300 円、使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員にあつては 35, 500 円、使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員にあつては 38, 700 円。ただし、この場合において、同乗若しくは便乗により通勤することを常例とする職員にあつては、この額に 100 分の 50 を乗じて得た額</u> (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自転車等</u>の使用距離等の事情を考慮して別に規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55, 000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5

改正後	改正前
3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第5項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額 (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が55,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。	<u>5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</u>

（芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(通勤手当) 第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1)・(2) (略) (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、 <u>自動車等</u> を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は <u>自動車等</u> を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、 <u>自動車等</u> を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）	(通勤手当) 第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1)・(2) (略) (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、 <u>自転車等</u> を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は <u>自転車等</u> を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、 <u>自転車等</u> を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

（芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(通勤手当) 第 8 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1)・(2) (略) (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）	(通勤手当) 第 8 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1)・(2) (略) (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。